

日本いけばな伝統文化協会 規約

(名称)

第1条 この会は、日本いけばな伝統文化協会とする。

(事務所)

第2条 この会は、その事務所を大阪府中央区高麗橋 1-3-4 に置く。

(目的)

第3条 この会は、いけばな・華道の伝統的な技法や様式を受け継ぎ、未来へ継承していくために、いけばな・華道の技の保存と時代（生活様式）に応じた様式の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) いけばな・華道の伝統的な技の保存に関する事
- (2) いけばな・華道芸術文化振興のための展覧会、講習会、研究会等の開催
- (3) いけばな・華道芸術文化の後継者育成に関する事
- (4) いけばな・華道芸術文化振興のための情報発信に関する事
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(会員の種別)

第5条 この会の会員は、正会員および賛助会員とする。

(会員の資格)

第6条 正会員は、別に定める日本いけばな伝統文化協会規約細則の会員資格条件を満たし、役員会において選任されたものとする。

- 2 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人または団体とし、役員会にて承認されたものとする。
- 3 会員が退会しようとする時には、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。
- 4 会員がこの会の名誉を著しく棄損し、又は規約に違反したときは、総会において除名することがある。除名後の再入会はできないものとする。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上20名以内
- (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、2名を常任理事とする。
- 3 会長は、この会を総理し、この会の会務をとりまとめる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 常任理事は、この業務を分担執行する。
- 6 理事は、役員を構成し、この会の運営を審議するとともに会務にあたる。
- 7 監事は、この会の運営及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の選任)

第9条 役員は、正会員の互選により、総会において選任する。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成するものとする。
- 3 会議は、会長が招集する。
- 4 定期総会は年に1回、役員会は必要に応じてこれを開く。
- 5 役員会は、会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成するものとする。
- 6 会議の議長は、その会議において、出席した構成員の中から選出する。
- 7 会議の議事については、議事録を作成し、正会員の出席者2名が署名する。

(会議の決議)

第11条 会議の決意は、会議の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面で議決権を行使する事ができ、会議への出席者とみなす。

(特別顧問・顧問・名誉会長)

第12条 この会に特別顧問・顧問・名誉会長を置くことができる。

- 2 特別顧問・顧問・名誉会長は、役員会の議決により選任する。
- 3 特別顧問・顧問・名誉会長は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。但し、会議における議決権は有しない。

(経費)

第13条 この会の経費に関することは、役員会で定める。

- 2 経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算報告)

第15条 この会の収支決算は、毎年総会の際において報告するものとする。

(事務局)

第16条 この会に、この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(規程の改正)

第17条 この規約は、総会において改正するものとする。

附則 この規約は、令和6年6月28日より施行する。

この規約は、令和6年12月11日より施行する。